

京都市告示第152号

児童福祉法第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和7年4月23日

京都市長 松井 孝治

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人ぼちぼち広場	放課後等デイサービス	福すけ 2650400175	京都市下京区本燈籠町29-3	令和7年 2月28日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)